

# 協働事業の推進 に向けて

協働事業提案に基づく提言 -

2003年8月

大和市協働推進会議

## 1. はじめに

この提言は、大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例第13条第2項に基づき、大和市協働推進会議（林泰義代表）から大和市長へ行うものである。

（市の施策や計画等への提案）

第13条 市民等は、新しい公共の創造に関する市の施策や計画等に関する意見又は協働事業について、次条に定める協働推進会議へ提案できる。

2 前項の提案があった場合は、協働推進会議が公開の場での協議を行ったうえで意見書を作成し、当該提案とともに市長へ送付する。

3 市長は、前項の提案及び意見書の送付を受けた場合、その内容を施策や計画等に反映するように検討しなければならない。

4 市長は、前項の検討結果に関し、説明する責任を負う。

本年5月に協働事業（第12条）に関する提案を募り、公開の場での協議、審査を行ったところだが、その内容を整理しまとめたものを提言する。

提言書の構成は次のとおりだが、17件の協働事業提案の内容や審査結果を中心に、一連のプロセスの説明や課題等も盛り込んでいる。

## 1. はじめに

### 2. 公開性を基本としたプロセス

我が国の自治体で初めてといえる公開性を基本とした協働事業のプロセスについて、その概要を示した。

### 3. 提言にあたっての前提と課題

「成長するシステム」（基本協定5）として、2003年度段階の推進体制でのスタートとなったが、その前提と課題の概要を示した。

### 4. 協働事業のプロセスについて

提案募集、公開プレゼンテーション、調整、公開審査という具体的な取組みにおいて明らかになった主な課題を示した。

### 5. 協働事業提案について

17件の協働事業提案について、提案内容、審査結果、市長に対して具体的に検討を要請する事項等を示した。

## 6. おわりに

## 2. 公開性を基本としたプロセス

2002年	7月1日	新しい公共を創造する市民活動推進条例	施行
	10月10日	協働推進会議準備会	発足
2003年	4月21日	協働推進会議	発足
	5月19日	協働推進会議に関する基本協定	締結
	5月1日～31日	協働事業の提案募集	
		26件の応募	
	6月8日	公開プレゼンテーション	
		17件の提案対象(取り下げなど9件について注記する)	
		提案内容の確認・調整(提案者・担当課・委員・事務局)	
	7月6日	公開審査ワークショップ	
		提案者・担当課・委員による評価	
	8月5日	市長への提言	
	9月	市長からの検討結果報告	
		協働事業実施に向けた取組み	
		提案者と担当課との協議	等

公開性を基本として進めてきた今回の一連のプロセスは、市民と行政にとっての相互理解、相互学習、そして交流の場となった。

- ・ 提案者の思いを共有するための「公開プレゼンテーション」(6/8)は、開放的な雰囲気で行われたが、この場が市民相互の交流の機会となり相互学習の場となった。
- ・ 提案者と市担当課との調整過程は、市民と行政にとっての貴重な相互理解の場となった。そして、その場に協働推進会議委員が立ち会ったことが、提案者には安心感をあたえ、事業の主旨について提案者・行政担当者が理解を深めるために有効であった。
- ・ 公開審査ワークショップ(7/6)に、市の18課が出席して、行政と提案者の公開の相互調整という機会が成立した。

このように、提案者と行政と協働推進会議による我が国の多くの自治体でも初めてといえるプロセスが実施出来たことは、新しい公共の創造に向けた大きな一歩と考える。

### 3. 提言にあたっての前提と課題

今回、協働事業提案に関するルールや協働推進会議の委員の役割や審査方法等について、2003年段階の枠組みでのスタートとなった。以下にその内容を前提と課題として整理する。

#### 前提：全体のルールは今年度段階の枠組み

- ・ 提案募集から公開審査におけるスケジュールは大枠の想定。
- ・ 公開プレゼンテーションにおける今年度ルール（説明時間・方法等）を設定。
- ・ 提案者と担当課の調整・協議における委員の役割の今年度枠設定。
- ・ 公開審査における委員の役割についても同上。

次回提案募集までに今年度の経験をふまえて次年度の枠組み設定が必要。

#### 次年度への課題1：今年度段階の提案プロセス

- ・ 事務局からの情報提供が遅れたため、協働推進会議で事前に登録内容の確認ができなかった。

次回提案募集までに、次年度段階の提案プロセスの設定。提案者の立場によって情報格差を生じないことを基本とする。

#### 次年度への課題2：プロセスの実施過程でのサポート体制の整備

- ・ 協働の拠点によるサポートや資金面でのサポート体制（基金等）の整備が必要。
- ・ 協働にいたらない事業のサポートも必要。
  - \* さらに計画をブラッシュアップすれば協働事業になるもの
  - \* 市の条件を整えば可能になるもの（市の財政は厳しい）
  - \* 法律的に無理な内容や、提案・意見の範囲を出ないもの
  - \* 市民事業として行った方が良いもの

### 4 協働事業のプロセスについて

## 協働事業の提案募集 5月1日～31日

多くの市民、市民団体、事業者から様々な提案を募るために、1月間の募集期間を設けた。26件(提案者21)の提案があった。

- ・ **周知方法**：ダイレクトメール(約1,200通) 公共施設・イベント等でのちらし配布(500部) ホームページ・メーリングリスト・どこコミでの情報提供を行った。

### 実施後の指摘

- ・ **募集期間**：1月間。短く準備が大変という意見があった。
- ・ **事業期間**：明示せず。対象期間や期限明示の必要性が指摘された。
- ・ **事前審査**：実施せず。事前審査の是非に関する検討の必要性が指摘された。
- ・ **相談機能**：不十分。相談機能充実の必要性が指摘された。
- ・ **登録**：事前の内容確認ができなかった。登録制度につきより具体的手続きを検討する必要性が指摘された。



- ・ **公開プレゼンテーションまでの期間**：1週間。短く準備が大変という意見があった。

## 公開プレゼンテーション 6月8日

提案された17件(提案者15)の提案について説明、議論が行われた。90名を超える参加者があった。

- ・ **説明方法**：個別の説明=3分間。短いという意見と3分間で良いという両論あり。時間や説明方法に関するルール化の必要性が指摘された。
- ・ **説明方法**：提案市場(参加者と提案者が自由に提案内容を確認し議論する時間)=1時間。個別のやりとりに関する記録の必要性が指摘された。
- ・ **提案者に関するルール**：提案者の不参加や途中退場、複数提案に関するルールがなく混乱。提案者に関するルール化の必要性が指摘された。



## 調整段階

提案内容や関連情報の確認とともに、提案のブラッシュアップを行うことを目的として、提案者、担当課、委員による調整期間を設けた。

- ・ **調整に関するルール**：委員の役割、事務局の役割、調整の場の設定や記録作成等のルールがなく混乱した。調整に関するルール化の必要性が指摘された。
- ・ **調整経過の情報**：調整経過に関する情報の共有や協議に関するルールがなく混乱した。調整経過に関する情報の共有化・協議の必要性が指摘された。
- ・ **調整期間**：1月間。短く十分な調整ができないという意見があった。



## 公開審査ワークショップ 7月6日

提案者が調整経過の報告や再提案を行った後、提案者、市職員、委員の三者による評価が行われた。90名を超える参加者があった。

- ・ **審査方法**：提案者、担当課、委員による3段階評価。審査基準や方法に関する検討の必要性が指摘された。
- ・ **事業規模**：協働事業の規模(全市的、地域限定)を審査基準にするべきではない、という意見があった。

## 5 協働事業提案について

17件の協働事業提案の内容、審査結果等を次ページ以降に個別に示す。

## 6 おわりに

大和市の協働ルールの検討は、条例の精神に基づき具体的な事例を積み重ねるなかで、みんなが共に育ちながら柔軟で緩やかな制度づくりを進めるという「成長するシステム」(大和市協働推進会議に関する基本協定 2003年5月19日締結)の方針に沿って進められている。

この提言により、協働事業の取組みは、市側での検討と結果報告、そして事業の具体化へと次の段階へ進むことになる。今後の展開は、当事者である提案者と市が中心となるが、協働事業の評価など協働推進会議が果たすべき役割も大きい。

直面する課題を一つずつひもときながら、協働事業の歩みとともに、新しい公共の触媒役としての我々協働推進会議の機能を充実させていきたいと考える。

最後になるが、この提言に対する市長の誠実な対応をお願いするものである。